

7 福祉サービスについて ★マイナンバー

障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・難病（※特定疾患対象者 47、48頁））に関係なく、障害のある方が地域での自立した生活や社会的活動を支援します。

介護給付

障害程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。

訓練等給付

身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

障害児通所給付

障害のある子の生活能力向上のために必要な訓練や支援を行います。

相談支援給付

施設入所者等が地域生活へ移行するための支援や地域生活を継続していくための支援を行います。

地域生活支援事業

上記以外で、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるような支援を市町村が行います。

(1) サービスの内容

●**介護給付**には次の9つのサービスがあります。

サービスの名称	内 容
①居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的にします。
③同行援護	視覚障害により移動に困難がある方に、移動に必要な情報の提供（代読等）や移動の援護等の外出支援を行います。
④行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
⑤重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にします。
⑥短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑦療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。
⑧生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
⑨施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

●**訓練等給付**には次の7つのサービスがあります。

サービスの名称	内 容
①自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
②就労継続支援 A(雇用型)・B(非雇用型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
③就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
④就労選択支援	就労を希望する方が、自身の適性や能力に合った就労支援サービスもしくは、一般企業等への就労を主体的に選べるよう支援します。
⑤就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労へ移行した方に、一定期間、就労に伴って生じる生活上の課題に対する支援を行います。
⑥自立生活援助	1人暮らしや地域生活の継続に支援が必要な方に対して、一定期間、定期的な訪問により情報提供や助言等の支援を行います。
⑦共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護や相談、日常生活上の援助を行います。

●**障害児通所給付**には次の5つのサービスがあります。

サービスの名称	内 容
①放課後等デイサービス	就学している障害のある子の生活能力向上のため、必要な訓練や創作的活動などをします。
②児童発達支援	就学前の障害のある子に、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
③医療型児童発達支援	肢体不自由のために医療的支援が必要な障害のある子に、児童発達支援と治療を行います。
④居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害者、外出することが著しく困難な障害のある子に、居宅を訪問して発達支援を行います。
⑤保育所等訪問支援	集団生活への適応のため、保育所等に訪問して、障害のある子やスタッフの支援を行います。

●相談支援には次の3つのサービスがあります。

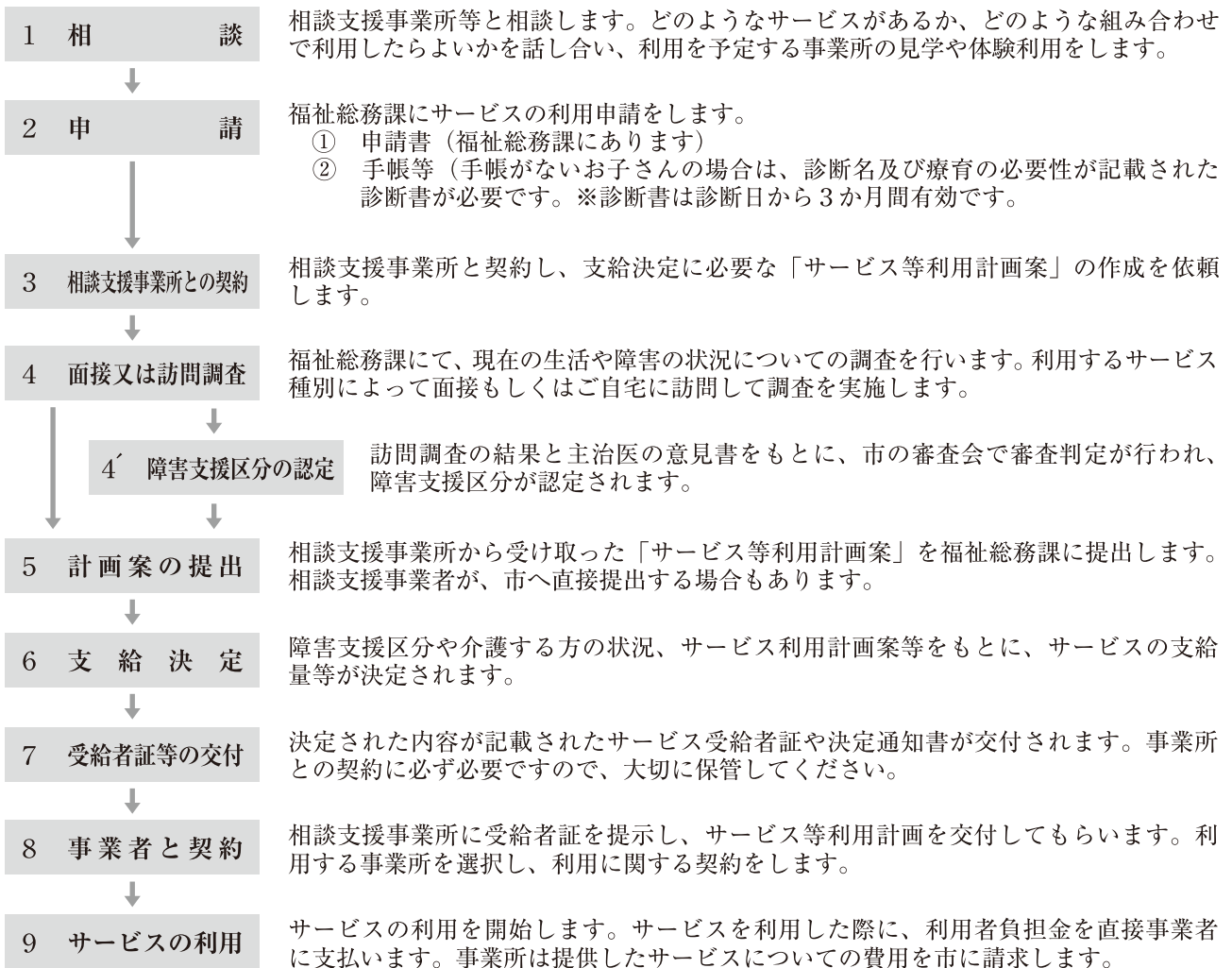
サービスの名称	内 容
①計画相談支援	・サービス利用支援 障害者サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成をします。
	・継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などをします。
②地域相談支援	・地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等をします。
	・地域定着支援 居宅において単身で生活している障害のある方を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援をします。
③障害児相談支援	・障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成をします。
	・継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などをします。

●地域生活支援事業には次の13のサービスがあります。

サービスの名称	内 容
①理解促進研修・啓発	障害者(児)に対する理解の促進及び障害者(児)の「社会的障壁」の除去のため、小学生親子を対象にした障害疑似体験教室の開催や、イベント等での福祉ショップの出店を行います。
②相談支援	市内の相談支援事業所に委託して、障害のある方や保護者などからの相談に応じ、福祉サービスの利用援助等を行います。
③コミュニケーション支援	聴覚障害のある方とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。3日前までにお申し込みください。
④日常生活用具給付	重度障害のある方等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付をします。25頁に詳細を載せています。
⑤移動支援	屋外での移動に困難がある方の自立と社会参加のため、外出支援を行います。
⑥重度身体障害者訪問入浴サービス	自宅や通所施設で入浴することが困難な重度の障害のある方に、巡回入浴車による入浴サービスを行います。
⑦日中一時支援	自宅で介護する家族の就労支援及び一時的な休息を目的に、日中、施設等において、障害のある方等に活動の場を提供します。
⑧市障害者スポーツ交流大会	年に1回身体障害、知的障害のある方(子)が簡単なスポーツを通じて、体力健康維持と多くの人たちと交流できるよう開催しています。
⑨地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
⑩手話奉仕員養成講座	聴覚障害のある方との日常生活上の初歩的なコミュニケーションを支援し、交流活動に必要な手話を学ぶための講座を開催しています。
⑪生活訓練	途中で失明又は失聴した方や、介護者が障害、疾病等により介護できなくなった視覚又は聴覚に障害のある方に日常生活に必要な訓練や指導を行います。訓練には、障害部位別に歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活動作訓練、福祉サービス利用訓練があります。
⑫福祉ホーム	住居を必要としている方に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援をします。(常時介護、医療支援を要する方を除く。)
⑬成年後見制度利用支援	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者を対象に、費用を助成します。40頁に詳細を載せています。

(2) サービスの利用までの流れ ★マイナンバー

サービスの種類により、手続き（利用できるまでのプロセス）が異なります。



(3) サービスを利用したときにかかる費用

サービスを利用した場合、原則として、費用の1割が自己負担となりますが、世帯の所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定されます。

*負担上限月額の設定は、複数のサービスを合算して設定される場合と、サービス毎に設定される場合があります。

★18歳以上の障害のある方（施設に入所する18、19歳を除く）

障害のある方本人とその配偶者の収入の状況で上限額が決まります。

区 分	世帯の収入の状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の方	0円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） *施設入所・グループホーム利用者を除く	9,300円
一般 2	上記以外の方	37,200円

★18歳未満の障害のある子（施設に入所する18、19歳を含む）

保護者の属する住民基本台帳上の世帯の収入の状況で上限額が決まります。

区 分	世帯の収入の状況		負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の方		0円
低所得	市町村民税非課税世帯の方		0円
一般 1	市町村民税課税世帯の方 (所得割28万円未満)	在宅の場合	4,600円
		施設入所の場合	9,300円
一般 2	上記以外の方		37,200円

◎対象となる未就学児の障害児通所給付費の利用者負担が無償化されます。

対象期間は、満3歳になった翌年度4月1日から3年間です。

(対象サービスは19頁の障害児通所給付②③④⑤)

◎同じ世帯の中で複数の方がサービスを利用しても、負担上限額は同じです。(高額障害福祉サービス等給付費)

同一世帯に属する方が同一の月に受けたサービスの利用者負担額を合算して、基準額を超えた場合、その超えた金額は申請により高額障害福祉サービス費、または高額障害児（通所・入所）給付費として支給されます。

(償還払い方式)

★合算対象となるサービスとは

- ・介護給付 ・訓練等給付 ・障害児通所給付及び障害児入所給付
- ・補装具の購入又は修理に要した費用 ・介護保険のサービス

★申請時に必要なもの

- ・利用月の領収書 ・振込先口座の分かるもの

◎65歳から介護保険サービスに移行された方の介護保険サービスの利用者負担を軽減します。

(新高額障害福祉サービス等給付費) 平成30年4月以降

以下の全ての条件を満たす場合、特定の介護保険サービスの利用者負担額が申請により支給されます。

(償還払い方式)

- ・65歳に達する前の5年間にわたり、障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所のいずれか）を利用している方
- ・65歳到達日の前日において、障害支援区分2以上であった方
- ・65歳までに介護保険サービスの利用がなく、移行後に介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護のいずれか）を利用している方
- ・本人が65歳に達する前日及び以降の確認において、本人とその配偶者が市町村民税非課税又は生活保護世帯に該当の方

◎食費等実費負担について、軽減措置が講じられます。

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者については、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

通所施設等では、低所得・一般1（グループホーム利用者（所得割16万円未満）を含む。）世帯の場合、食材料費のみの負担となるため、実際にかかる額のおおよそ3分の1の負担となります。

20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担（その他生活費34,000円（18歳以上は25,000円）を含めて、低所得世帯・一般1世帯で50,000円、一般2世帯で79,000円）となるように補足給付が行われます。

◎グループホームの利用者に家賃助成が講じられます。(低所得者対象)

グループホームの利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者一人あたり月額10,000円を上限に補足給付が行われます。※申請時に家賃証明書が必要です。

◎生活保護への移行防止策が講じられます。

こうした負担軽減策を講じても、定率負担や食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や、食費等実費負担額を引き下げます。